平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

医療事故に係る調査の仕組み等のあ り方に関する検討部会 第8回議事録

日 時: 平成24年10月26日(金)

 $17:00\sim19:08$

場 所:厚生労働省省議室(9階)

〇川嵜室長補佐

定刻になりましたので、ただいまから、 第8回「医療事故に係る調査の仕組み等の あり方に関する検討部会」を開催いたしま す。

本日は、御多用の中、当検討部会に御出 席いただきまして、まことにありがとうご ざいます。

本日は、樋口構成員、松月構成員より御欠席との御連絡をいただいております。

続いて、10月2日付で厚生労働大臣政務 官に交代がありましたので御紹介させてい ただきます。

糸川正晃厚生労働大臣政務官でございま す。

なお、大臣政務官は、他の公務のため、 中ほどで退席される予定でございます。

それでは、以降の進行につきましては山 本座長にお願いいたします。よろしくお願 いします。

〇山本座長

皆さん、こんにちは。本日も、御多用の ところお集まりいただきまして、まことに ありがとうございます。

議論に先立ちまして、糸川大臣政務官より御挨拶をお願いしたいと思います。政務官、よろしくお願いいたします。

〇糸川政務官

どうも皆様、改めまして、こんにちは。 10月2日付で厚生労働大臣政務官を拝命 いたしました、糸川正晃でございます。ど うぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、皆様、本当に御多用の中、 御参集いただきましたことを心から感謝、 御礼申し上げます。どうもありがとうござ います。

この検討部会におきましては、安全で質の高い医療の提供を目指し、医療事故に関する調査と、また再発防止を図る仕組みのあり方について活発に御議論いただいておりまして、また、しっかりと取り組んでいくように、藤田前政務官からも引き継ぎを受けておるところでございます。

私自身も、安全で質の高い医療の提供、これを実現するため、また、医療事故の原因を究明し、その再発防止を図るために広く多くの国民の皆様に納得していただける仕組み、こういうものを構築することが重要であると考えております。藤田前政務にあるときと同様に、しっかりとまた取り組んでまいりますので、どうか構成員の皆様方におかれましては引き続き大所高所の観点から御意見を賜れればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日で8回目の検討部会ということでございます。議論も一巡するところでございますが、引き続き御意見の集約に向け、また、漏れている論点がないかということもまた御精査いただきまして活発に御議論いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、開催に当た りまして私の挨拶といたします。

〇山本座長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから資料の確認 をお願いいたします。

〇川嵜室長補佐

お手元の資料の確認をお願いいたします。 座席表及び議事次第。

配付資料といたしまして、資料1、前回 第7回議事録でございます。

資料2-1「前回(第7回)までの議論について」、これは32ページです。資料2-2「『診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業』との関係について」、資料2-3「調査に必要な費用負担のあり方について(その2)」。いずれも1枚です。

資料3「捜査機関との関係について」、これは両面で2ページです。

資料4「再発防止のあり方について」、3 ページまでです。

参考資料といたしまして、参考資料 1 「今後の検討方針について」、参考資料 2 「医師法第21条について」、参考資料 3 「警察における医療事故関係届出件数等の推移」、いずれも 1 枚でございます。

このほか、第1回から第7回の資料について青色の参考資料ファイルを用意させていただいております。

以上でございます。乱丁、落丁等ござい ます場合には事務局にお申しつけください。

〇山本座長

資料のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと思い ますが、本日は議事次第にもございますよ うに、まず、前回までの議論について整理 させていただくということを行い、その後、 前回持ち越しになりました「捜査機関との 関係について」という論点を取り扱い、さ らに再発防止のあり方についても御議論を いただきたいと考えております。いつもな がら盛りだくさんではございますが、どう かよろしくお願いいたします。

それでは、まず議題の(1)「前回までの 議論について」ということでありますけれ ども、事務局のほうから資料の御説明をお 願いいたします。

〇宮本室長

私からは、資料2-1から2-3までを 説明させていただきます。

資料2-1ですが、これは7回まで、前回までの議論につきまして、これまでの議論を集積したもの、前回の会議でもごらんいただいております。構成は同様でございますが、これまでの議論を踏まえました四角の部分、こちらのほうを最初のほうに出しまして見やすくさせていただいたものでございます。内容につきましては前回提出したものと同様でございます。

それから、資料2-2、2-3につきましては、前回議論いただきました部分についてそれぞれまとめたものでございます。 資料2-2は、「『診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業』との関係について」ということで御議論いただきましたものを、御発言をまとめております。

最後の四角の部分、ごらんいただきたい と思いますが、読み上げます。

一般社団法人日本医療安全調査機構が行 う「診療行為に関連した死亡の調査分析事 業」によって得られた経験を全国的に普遍 化させるとともに、当該事業において足り ない部分を補うように第三者機関の実務を 考えていってはいかがか。

また、現在、当該事業を実施している10 地域を核として全国で調査ができるように してはいかがか。

このようにまとめております。

資料2-3につきましては、「調査に必要な費用負担のあり方について」まとめております。最後の四角の部分、読み上げます。

国は、国民に対して安全で質の高い医療を受ける権利を保障する責務があるので、 国も一定の財政支援を行い、専門家が提供された医療のアウトカムを公正に評価し、 より安全で質の高い医療を担っていく専門 家としての責務から医療関係団体、医療者 等も費用を負担してよいのではないか。

患者遺族の負担については、経済的状況 を理由に、患者遺族からの申請を抑制する ことがあってはならないが、第三者機関に 申請が行われれば、全て調査対象になると いうことになると財政的に不可能なので、 慎重に検討する必要があるのではないか。

このようにまとめております。

以上でございます。

〇山本座長

ありがとうございました。ということで、 資料2-1については、これまでというか、 前回までのものをまとめていただいて、前 回若干御議論をいただいての修正というこ とはあるかと思いますが、基本的には前回 までのものであり、前回御議論いただいた ものとして、この資料2-2、資料2-3のモデル事業との関係、それから、費用負 担の点についてまとめていただいております。とりわけ括弧内の部分のまとめ方がこのようなことでよろしいかどうか御確認をいただきたいと思いますが、御質問、御意見等がおありであればお願いいたします。

どうぞ、中澤構成員。

〇中澤構成員

資料2-2の下の四角についてなのですけれども、ここに書かれてあることは、私の理解では、一つの意見として出されたような感じがしているのですけれども、これは、この会ではこういうことで意見が一致したということではないと考えていいのでしょうか。

〇山本座長

この四角の枠囲みの性質でありますけれども、従来もそうでありましたけれども、必ずしも、もちろん全員の意見が一致して、それでもう異論がなかったという形ではないとは思いますけれども、前の四角を見ていただくとわかりますように、一種の両論併記的にこう書かれてあるような部分もございますので、もし中澤構成員のほうから、このように書くべきだという御意見が、もう少しこういうことをつけ加えてほしいとかそういう御意見があれば出していただければと思います。

〇中澤構成員

具体的なものはないのですが、行われていたモデル事業の結果にはかなり評価が分かれたような感じがするわけですね。非常にいい経験だから推し進めるべきだという考えもあったと思いますが、それの反面、

目的とかその辺とかいろいろわからない部分があって、十分詰められていないのではないかという御意見もあったと思います。ですから、それが反映されて、今後も議論として残していただければ全然問題はないです。

〇山本座長

ありがとうございました。事務局の趣旨 としては、「当該事業において足りない部分 を補うように」というところで、必ずしも モデル事業を完全にパーフェクトなもので はないということは前提として書かれてい るのだろうと思いますけれども、今の御趣 旨は了解しましたので。ほかにいかがでし ょうか。

どうぞ、飯田構成員。

〇飯田構成員

重要なところが抜けていまして、例えば 前回の議事録、資料1の14ページ、15ペー ジを見ていただければわかりますが、私が この事業に対して重要な点を指摘しており ますが、それが一切書かれてないので、ち ょっとこれはよくないと思います。

まず、モデル事業の目的は何かということを質問したことに対して、目的は原因分析、再発防止だということでありましたが、ADR機能、患者への説明ということがかなり大きな要素としてやっていると、駆け込み機能は極めて重要だということでお話がありました。しかし、それはこの事業の目的でないので、そういうことまでやっているから人も時間もお金も足りなくなるということを指摘したはずです。ですから、目的にちゃんと整合性が合うようにやってい

ただかないといけません。目的と合わない ことやって忙しいと言われても困るのです。 やはり目的にあわせたことをやっていただ きたいということを改めて指摘いたします。

〇山本座長

ありがとうございました。それでは、その上のところに今の飯田構成員の御意見を書いてまとめていただければと思います。 ほかにいかがでしょうか。

あとはおおむねよろしいでしょうか。このモデル事業、それから費用負担のほうも。 どうぞ、有賀構成員。

〇有賀構成員

今、四角のすぐ上の○にありますように、 モデル事業においては、遺体が移動するこ とによって剖検できる仕組みがある。この 事業で得られた経験を全国的に普遍化させ て、小さい病院でも解剖できるというふう に読めるのですが、これは普遍化させとい うことと、それから、それによって小さい 病院でも病理解剖できるということの2つ のことをそのまま素直に読んでいいのです ね。させればできるのか、普遍化させるこ とが必要であると、つまり、大きい病院は もちろんできる病院もある。大きい病院で もできない病院がある。でも、中小の規模 の病院だと余計たくさんできないと。だけ れども、モデル事業は、A病院からB病院 に遺体を移動させることによって剖検して きたと。だから、小さい病院から大きい病 院へ移動するということがあれば、それは それで病理解剖できるわけですね。そうい う仕組みを普遍化させたいということを言 ったので、そのような意図でこれは読める

のですね。変な質問ですけれども、簡略してくださっているので、何となくちょっと。

〇山本座長

ちょっと日本語として。

〇宮本室長

趣旨が十分に伝わってない部分がございましたら、御指摘に従いまして修正いたしますので、御容赦いただきたいと思います。 そのように対応いたします。

〇有賀構成員

多分、あのとき確か山口先生もフォローアップしてくださったような気がしますが、やはり剖検というふうな仕組みが全国的に普遍化させることが必要だということと、それでもって、比較的小さい病院でも病理解剖ができればモデル事業を全国に普遍化させることができる。ということを私は一生懸命、今までも言ってきましたし、そのようなことは大事だと思っていますので、発言しました。よろしくお願いします。

〇山本座長

今の御趣旨に従ってちょっと表現ぶりを 変えていただければと思います。ほかに。

〇高杉構成員

モデル事業のことが全て正しいと認めた わけではなくて、そのモデル事業は試みで すから、あのままの仕組みではとても全国 に広がらないし進んでいかない。したがっ て、それをうまい仕組みに持っていくため のものであって、モデル事業は絶対だとい うわけではないですね。このまとめ方だと、 モデル事業はそのまま今度制度化するというような論点になっていますので、そこのところは皆さん違和感があると思います。

〇山本座長

ありがとうございます。それでは、この 括弧内は、先ほど中澤構成員の御指摘もあ りましたけれども、今のような趣旨がもう 少し出るような形で表現ぶりを改めていた だければと思います。ほかにいかがでしょ うか。

よろしいですか。

それでは、この資料2-2については、 今、幾つかの御意見を頂戴いたしましたの で、それを踏まえて改定していただければ と思います。

それでは、よろしければ、引き続きまして本日の次の議題でありますが、「捜査機関との関係について」という、前回の積み残しの論点につきましての御議論をいただければと思います。

それでは、資料3につきまして、事務局 のほうからまず御説明をいただきます。

〇宮本室長

まず、資料3をごらんいただきたいと思います。こちらのほうは、前回提出したものと全く同じ資料になっております。

【論点例】といたしまして、捜査機関との関係をどのように考えるかということで、参考1といたしまして、これまで団体よりいただきました御意見を関連する部分をまとめております。主な御意見としましては、警察への届出は行わないというようなことに基づいて進めていく。そういったことを御意見としていただいております。

また、おめくりいただきまして、参考2 といたしまして、これまでに構成員の皆様 から関連した御発言をいただいた部分をま とめております。こちらのほうも、刑事司 法との関係で、例えば原因究明と再発防止 が目的であるので、このことに基づいて刑 事司法との関係を考えるべきであるという ような御意見をいただいております。

関連した資料といたしまして、参考資料2をお配りしております。こちらのほうには医師法21条の条文と、それから、その解釈をまとめております。

また、今回、参考資料3としまして、警察庁よりいただきましたデータをもとに作成いたしました資料を提出しております。 上のほうが、「警察における医療事故関係届出件数の推移」ということで、2つ線がございますけれども、上の線が医療関係者等からの届出等のグラフ、それから、下の線が被害関係者等の届出等を示すグラフ、このようになっております。

その下のほうのグラフですけれども、「医療事故関係の年別立件送致数の推移」ということで、こちらのほうはごらんいただくような形で推移しているグラフになっております。

私からは以上です。

〇山本座長

ありがとうございました。

本日は医事課長にも御出席いただいておりますので、適宜御発言、あるいは御説明をいただければと思います。

この点については、かなり御意見というか、御議論、これまでも既にあったところとは思いますが、本日は、このまとまった

形で議題、論点とさせていただいておりますので、御自由に御発言をいただければと 思います。どなたからでもお願いいたします。

どうぞ、有賀構成員。

〇有賀構成員

私たちの議論は、そもそもそういうものだという中で議論したことはいっぱいあるのですけれども、ここでの議論は、より質の高い医療をつくっていこうねという話のときに、捜査機関は同時進行で私たちに振りかかる厳しいテーマでありますから、問題にすることはもちろんやぶさかではないのですが、どうしてそうなってしまったのか、ちょっと聞いてもいいですか。お願いします。

〇田原医事課長

医事課長でございます。

まず、参考資料2をごらんいただければ

と思います。医師法21条では、「医師は、 死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して 異状があると認めたときは、二十四時間以 内に警察署に届け出なければいけない」と いうものでございまして、その犯罪の痕跡 をとどめている場合があるということで、 こういった届出義務を規定したというもの でございます。

今、有賀先生のほうから御質問がありましたけれども、厚生労働省が診療関連死について届け出るべきだというようなことを申し上げたことはないと思っております。この法律と、ここに書いてある解釈をお示ししているということで、診療関連死というのが何を示すのかというのはちょっといろいろありますが、明示的にそれを届け出なさいということを申し上げてはいないではないかと思います。

関連して、法医学的な異状を意味するということが書かれておりますけれども、この法医学的異状を判断する際に法医学会のガイドラインも参考にしてくださいというようなことは申し上げておりますけれども、それを参考にして、最終的には検案した医師が、異状であるかどうかということを判断していただくというものでございます。

〇有賀構成員

一般の病院に向かってその手の話を発信されなかったということはそうだと思うのですけれども、もし僕の記憶に間違いがなければ、国立病院にはそうなさいませということを配信したというか、意見を国立病院の病院長にはおっしゃったということはあるのではないですか。多分、それを一般の病院が皆まねしたのではないかと思うの

ですけれども、そこら辺をちょっと教えてください。

〇田原医事課長

今、御指摘いただきました、国立病院の ほうに対して、リスクマネジメントマニには、 アル作成指針ということで、そこには死死 察への届出として、医療過誤になる。 または障害が発生した場合、またはこれでの 事業とは、施設長は速やか内容は 整察署には、施設長は速やか内容ます。 を不したからようなと思いると思いるといては、これについてはないであるように対しておいてはないでありまして、 も国立病院などに対しておいまでであるなっているわけではないと考えております。 でいるわけではないと考えております。

〇有賀構成員

そうしますと、国立病院でない病院については、そのようなマニュアルになさいませということが届いていなければ、違うマニュアルがあってもよろしいと、こういう話ですね。

〇田原医事課長

それはそれぞれ、検案した医師が第一義 的には判断するものだと考えております。

〇山本座長

それでは、どうぞ、中澤構成員。

〇中澤構成員

そうすると、今の議論は、要するにこれ

は検死の段階の話であって、医療関連死と は関係がないという解釈でよろしいでしょ うか。

〇田原医事課長

「ケンシ」というのと検案というのはちょっと違いますので、お亡くなりになって、検案を医師がしたときに警察に届け出るかどうかということが論点だと思っております。「ケンシ」という意味合いが、いろんな字がありますので、少し限定して御質問いただければと思います。

〇中澤構成員

検案というのは、普通は医療が関係しないところで起きた事例について、医師が必ず検証を行わなければいけないという状況の中で検死が行われるという考えで私はいるのですけれども、これは検死にもかなり幅が広いという感じにはなるのですか。

〇田原医事課長

検案は外表を見て判断するとなっておりますけれども、その亡くなられた死体があって、死体の外表を見たドクターが検案して、そのときに異状だと考える場合は警察署に届け出てくださいということだと考えております。

〇中澤構成員

それは、外表を見てということは、外表 だけで判断されるということでよろしいわ けですね。

〇田原医事課長

基本的には外表を見て判断するということですけれども、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、それを考慮に入れて外表を見られると思います。ここで書かれているのは、あくまでも、検案をして、死体の外表を見て、異状があるという場合に警察署のほうに届け出るということでございます。これは診療関連死であるかないかにかかわらないと考えております。

〇中澤構成員

そうすると、外表では判断できないもの は出さなくていいという考えですか。

〇田原医事課長

ですから、検案ということ自体が外表を 検査するということでございますので、そ の時点で異状とその検案した医師が判断で きるかどうかということだと考えています。

〇中澤構成員

判断できなければ出さなくていいですね。

〇田原医事課長

それは、もしそういう判断できないということであれば届出の必要はないということになると思います。

〇中澤構成員

私は、最初からこの法律の内容は医療事 故死というのを意識してない時代にできて いると思います。ですから、これを現代の 非常に複雑化した死亡ということに適用す るのは難しい面があるだろうなと思ってお りましたので、今のお考えをはっきり聞き ましたので、そういうことかということで理解させていただきます。

〇山本座長

よろしいでしょうか。 それでは、飯田構成員。

〇飯田構成員

大体同じことを言おうと思っていたので すが、非常にはっきりしていると思います。 私も全く同じで、医師法21条の立法の趣旨 とは、今の解釈がかなり変わっている、変 わってきたというのが実態で、大野病院事 件以来、またそれが少し揺り戻しがあった。 それで、きょうの参考資料2は極めて重要 な資料で、医師法に関してはこの四角のと おりでいいのですが、下の、立法の趣旨が きちんと書いてありますので、やはりこれ は厳密にやっていただかなければ困ります。 私も(厚生労働省の国立病院に対する)ガ イドラインが混乱の発端だと思いますけれ ども、今までが厳密に解釈していなかった のが問題であって、きょうこの場でそれが 明らかになったということは極めて重要だ と思います。本当にありがたいと思います。 以上です。

〇山本座長

どうぞ、宮澤構成員。

〇宮澤構成員

法律というものについてちょっとお話を しておかなければいけないのかなと思いま す。法律というのは時代に普遍的に適用さ れるものなのですね。したがって、立法さ れた当時に何を対象にしたかということと、 その後の社会的な変化によって何が変わっ ていくのかということに対応しなければい けない。法律は常に変わらないものですけ れども、もちろん、ある一定限度、社会的 な情勢の変化があれば変わる時期というの はあるかと思いますけれども、法律そのも のは、立法の趣旨というか、その当時の立 法の目的で文書ができていくのですけれど も、文章そのものがその立法の目的を限定 的に書いていない以上は、その文章の中で どのように解釈されていくかということに 変わっていきます。法律というのは社会の 変化に伴って変わっていく必要があるので、 ある一定の立法の目的があったからといっ て、その目的どおりに常にそこだけに限定 されるというわけではないと考えるのが法 律だと思います。

そうしないと、恐らく法律というのは社会の変化に対応できないというものになってしまうので、法律そのものの性格ということから考えると、医師法21条もそうなのですけれども、基本的には、立法当時に考えられたことと、法文そのものが現代になってどういうところまでカバーする形になってどういうところまでカバーする形になってしまったのかというのは変化していると考えなければいけないと思います。

その意味では、立法のそもそもの目的から現在の医師法21条の適用の仕方というのは確かにずれてきています。しかし、法文そのものから言って、その適用の仕方が明らかに現代的な適用の仕方であって、法律そのものが変わってきているわけではないです。法文そのものはそのとおりなのですけれども、その適用範囲が社会の状態によって変わっていると考えるべきではないかと思っています。

〇中澤構成員

そういうことですと、これは拡大解釈ということになるのですけれども、それは許されるという御意見ですか。

〇宮澤構成員

拡大解釈と言っているわけではないのですね。解釈の中身がどのような形なのか、文章に書いてないことを拡大的に解釈することは許されないです。文章に書いてある中身をどのように現代的に解釈すべきなのか、解釈論の中での問題なので、拡大解釈というのとは次元が異なっていると考えています。

〇中澤構成員

今、文章の中と書いてあるのですが、実際この文面に書いてある事態については、現代の医療の内容の中で頻繁にあることなのです。ただ、医療事故、あるいは診療に関係する死亡は別で、これだと2つ意味を持つということになるので、一つの法律で2つのことを意味つけるというのはかなり乱暴な議論だと私は思うのです。

〇宮澤構成員

ここの中で「刑事犯罪に関連する」という文言が入っていれば確かにそのとおりなのですけれども、この文言の中にはそれが入っていません。したがって、刑事犯罪だけに関連すると考えるのが解釈の限界だというのは、私は誤りだと思っています。

〇山本座長

どうぞ、里見構成員。

〇里見構成員

医師法21条の解釈に関して、参考資料 2 というのが、多分、皆さんが大体考えていることだと思うのですけれども、ただ、私は、先ほどの厚労省のお話をお聞きしていて、戸労省、逆に一歩踏み込んだことを、たとえ一部の国立病院にしろ、やったのの国立病院にしろ、やったののですけれども、その辺にから気がしたのですけれども、要することに関することに関しても警察に届けるべきだという示唆を与えたという示唆を与えたという示唆を与えたというってというますけれども、現在でもそういう考え方は余り変わっていないのですか。

〇田原医事課長

私が答えるのがいいのかどうかわかりませんが、あくまでも、先ほどのリスクマネジメントマニュアル作成指針というのは国立病院に対してお示しをしているので、国立病院では、その医師法21条もあるけれども、そういった事態が発生した場合は警察署に届出をする、相談するということをお示ししたわけであって、そのほかの医療関係者がこれに拘束される理由はないと思います。

〇里見構成員

でも、それは非常に不思議な考え方だと 思いますね。厚労省がそういう明確な意見 を持っていて提示したのであれば、かなり 大きな影響力があると私は考えるので。今 でもそう思います。

〇山本座長

どうぞ、宮澤構成員。

〇宮澤構成員

今のお答えというのは、例えば国立大学のほうに示しましたと。ただ、一つの条文を一つの解釈の仕方で示したということになると、基本的にはその解釈は全体に広がると考えるべきだと思います。それは、やはり国立大学だけ特別とか、民間とは違うという理由がないからなのですね。国立大学に示した基準であれば、それは一般の民間の病院、診療所にも同じように当てはまると考えるのが、一つの条文を基本にする限りは当然の帰結ではないかなと思います。

〇田原医事課長

もう一つ補足いたしますと、今申し上げましたリスクマネジメントマニュアル指針というのは、これは医師法21条についてのみ解釈を示して、これに従ってくださいと言ったわけではなくて、標準的な医療事故防止の手順書という形で出してあって、その中の一部に今申し上げたようなことが書いてあるだけですから、そこの部分だけ取り上げて云々するというのはどうかなというのはありますけれども、その全体を見ていただくのが重要ではないかと思っております。

〇山本座長

山口構成員。

〇山口(徹)構成員

ちょっと今のお話の中でもう一つ出てき た話として、参考資料2の中に、「『異状』 とは病理学的の異状ではなくて法医学的の それを意味する」と。そのところに法医学会のガイドラインというのが出てきましたけれども、ぜひ宮澤構成員に教えていただきたいのですが、こういう法医学会のガイドラインというものはどういう位置づけになるのでしょうか。

〇宮澤構成員

ガイドラインというのは法律そのものではありませんから、一つの社会的なルールとして定着する可能性はあるかと思います。ただ、ガイドラインが幾つも重なって、だんだんそのガイドラインが普通のことだということになってくると、それがいわゆる社会的相当性という違法性を限定づける基礎になり得るので、それが一般の社会的意識と同一のところになると、だんだんそのガイドラインが社会的相当性の基礎になってくるという可能性はあります。

ただし、今のところは、ガイドラインというのはあくまでも社会的な中でのルール、 法律は絶対的なルールになりますけれども、 それに至る前のルールと考えざるを得ない と思います。

〇中澤構成員

今のお話を聞いていると、法律は解釈が 可変であるというような問題と、それから、 最初の時点で書かれたものはほかの解釈に 使われてもいいという、すごく曖昧で、そ れに拘束される立場から言うと、一体これ はどうやって動けばいいのだというような 感覚を持つのですけれども、法律というの がそういうものだとすると、最後は最高裁 ということになって、大体今の世の中全部 そうなのですけれども、医療機関でもそう ですが、要するに、はっきりしたルールがないから上の話を聞こうという形に全部なっていくのですね。ですから、みんな非常に細かいことまで上の意見を聞くという、医療としては本当にこれでいいのかという非常に危ない風潮になっていくので、何がルールなのかということは、法律家の方が、こうだと言っていただかないと、それに従うほうは非常に混乱を招いて、今もそうだと思います。その辺についてもう一回。

〇宮澤構成員

何か全国の法律家の代表みたいになって しまいましたけれども、確かに、今おっし ゃられること、よくわかるのです。いわゆ る処罰規定のある規定、刑法規定ですね。 処罰規定のある規定というのは明確性の原 則というのがあって、それは絶対に明確で なければいけないというのが根底にあるの ですね。もう一つ法律の特徴というのがあ りまして、どうしても解釈の枠内というこ とがあるのですけれども、時代とともに変 化しなければいけないというところもあり ます。

ただ、絶対的な解釈と、こう分かれる道 があるので、今言われたような、例えば終 末期どうするかという問題も、実は法律不 備なのですね。法律というのは常に社会を 先行してルールをつくっていくのではななく て、社会の後追いで、何かがあったときが その抑制をしていく。例えばねずみ講が できてくるように、どうしても後追いに る。ですから、先生のおっしないではない という部分はどうしても出てきています。だ からこそ、今、法律の解釈をはっきりさせておくことと、それから、今後どうしていくかと立法政策的な部分というのもやはり考えなければいけない部分というのは医療はたくさんあるのではないかと思っています。

終末期もその一つの代表例だと思っています。終末期が何なのか、どうなのか、これはそこの議論ではありませんけれども、法律というのは常に後追いの性質を持っているので、今の状況を常に先行的に全部解釈できるというわけではないというのが法律の特徴だと思わなければいけないと思います。

ただ、その範囲内でできる限り明確であるということは必要なことなので、この文章から明確にできる範囲というのは考えておく必要があると思います。

〇山本座長

私も法律家ですので一言申し上げさせていただきますと、法律の解釈適用について最終的な権限を持っているのは、日本に頂点にあるのが最高裁判所ですから、最高裁判所が例えばこの医師法21条に対してろいり得ますしたとすれば、それはもちろに対したとすれば、それはもちろにとすれば、それはもちろにはそれらことは論理的にはそれらことを明らかにするということを明らかにするというのが日本の国の仕組みで、ことになるというのが日本の国の仕組みですので、上に従うとかそのような話では本的にはないということだと思います。

ですから、この医師法21条について、私の理解している限りでは、最高裁判所、一

定の判断を示しているのではないかという 気もするのですけれども。

〇田原医事課長

医師法21条につきましては、最高裁で判示されて平成16年に出されておりますが、医師法21条にいう死体の検案とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること、といっております。また、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当であり、これと同旨の原判断という高裁の判断は正当として是認できるといったようなことが示されております。

〇中澤構成員

済みません。簡単にこういうことだと言っていただければありがたいのですけれども。

〇田原医事課長

簡単には、先ほど少し御説明しました、 検案というのは、医師が死因を判定する際 に、死体の外表を見て検査するということ をいっていますということであって、死体 が診療中の患者さんなのかそうでないか、 そういったものとは関係はないといってい るということです。

〇中澤構成員

ということは、医療関連死はこの関係からは省かれるという考えでよろしいのですね。

〇田原医事課長

そういうことではなくて、いわゆる、こ

こでいろいろ議論されている医療関連死であっても、医師が死因を判断するために外表を見て、異状がある場合は警察に届け出なければならないということです。

〇山本座長

どうぞ。

〇岩井構成員

現在、異状死として警察に届けられたも のについて検死が行われて、そして、犯罪 の疑いがないもの、そして、犯罪の疑いが あるかどうかわからないものにスクリーニ ングされ、さらに犯罪による死亡の疑いが あるものは刑事訴訟法上の検視に付されて 非犯罪死体と犯罪の疑いのある死体に分け られて後者は司法解剖といいますか、検死 に付されるとなっているので、行政解剖の 対象になるようなものも異状死の概念に入 るわけですね。ですから、届出があって、 それから、そういう判別が検死によって行 われるわけですね。ですから、ここの「犯 罪の痕跡をとどめている場合があるので、 司法警察上の便宜のために」という解釈は ちょっと狭過ぎると思います。

法医学会が出したガイドラインというのは非常に広くて、基本的には、「病気になり、診療を受けつつ、診断されているその病気で死亡することが普通の死であり、これ以外は異状死と考えられる」という非常に広い概念でとらえるというガイドラインを法医学会は出しているわけですね。それに対してほかの医学会は非常に反発しまして、もっと、純然たる病死でない状況が死体に存する一切の場合を異状死というのはおかしいといいますか、その診療に関連しない

ものでも、自然に病死するという場合があるので、そういうものまで異状死に含めるのはおかしいという抗議をしているわけですね。平成17年の日本学術会議の提言では、第3者の医師の見解を求め、死因の説明の合理性に疑義をはさむ場合は異状死とすべきとしています。

ただ、私は、この医療事故関係の届出件 数の推移というのを見ましても、平成9年 から非常に上がっていて、だんだんまた下 がってきているとか、それから、立件送致 数の推移というのも非常に平成9年から変 動していますね。最高裁の判決というのは、 医療関連死だってこの異状死の概念の中か ら外れるものではないのだという見解を示 したものだと思うのですけれども、それま では余り送致がなされてこなかったのが、 医療過誤で非常に問題になったケース、そ れを医師が届けなかったというので刑事事 件になったケースがありますね。この21条 違反、届出義務違反。そういうものがあっ てから届出件数も多くなって、そしてまた 立件送致数も多くなっているのではないか なあと私は思うのですけれども、そうでは ないでしょうか。

〇山本座長

どうぞ。

〇田原医事課長

そこの因果関係はちょっとわかりませんけれども、事実としては、平成11年にそういった医師法21条違反のことについて疑義が生じるような事案があって、それが裁判で争われて、平成16年に最高裁の判決が出たということですから、そのころと少し

時期は一致しているのかなとは思います。

〇山本座長

どうぞ。

〇高杉構成員

したがって、今、宮澤先生が言われた法の解釈、それは時代によって変わるのかもしれませんけれども、現場で結局法医学のガイドラインが出、国立病院の診療ガイドラインが出、あやふやなままにいったのが現在の混乱を起こしているのですね。だから、そのためにこの調査のあり方、検討委員会も行われているのであって、そこがはっきりしない限りは前に進まない。あるいは、これはこうなのだと決めていただければそれはそこで対処できる。

しかし、自律的な取り組みの中で我々は 努力しようと言って、その肝心のところが ころころ変わったのではやれませんね。だ から、そこをきちんとしなくて、そういう 国立病院への指令が出たり、法医学のガイ ドラインで、我々、一生懸命応えても、ま た解釈が変わるということでは困るわけで すね。

だから、医療関連死というのは犯罪でしょうかと。犯罪ではないですね。医療過誤で届けないのは犯罪かもしれません。それは患者さんにきちんと説明するプロセスをきちんと我々やりましょうと提案しているわけです。それは明らかな過誤のことはもちろんですけれども、そうでないケースもちろんですけれども、そうでないケースもある。説明がなかなか院内の事故調査委員会でも説明できない。これをどのように処理しまうかと、どのように患者さんに納得してもらいましょうかということの話

し合いが大切なのです。

だから、そこの基本が、どうも提言がぐらぐらするようではこれは前に進まない。 我々は、何をしているのですかねということにもなりますし、今後の医療をどのようにするかという視点でやはり進めなければいけない。そうすると、法律家の先生方の御意見も大切だけれども、そこをきちんと示してくださいよというのが本当に現場の意見ですね。

〇有賀構成員

また厚生省の方に聞いてしまうので嫌が られてしまうかもしれませんけれども、リ スクマネジメントに関する手順書全体のあ り方を示唆した中で本件についての部分が 入っているという御説明ですね。ここの会 議では、何か困ったことが起こったときに、 その原因をきちんと見極めて、そして、医 療安全に資する形で利用しようではないか という話で、まさにそれはリスクマネジメ ントそのものなのですが、リスクマネジメ ントについて、極めて広く、いわゆるクラ イシスマネジメントというか、訴訟とか、 そのような観点まで含めて広く考えるとい う考え方でいくと、患者さんが警察に駆け 込むというふうな状況をマネージするため にも、先に警察へ届けておけと。そのよう な感じでリスクマネジメントに関する手順 書の中にお入れになったのですか。

そもそも医療安全をしていこうということと警察に届け出るということとは論理的には全くの独立事象ですね。つまり、私たちがいい医療をしようと思うことと警察に届け出るということは、今、僕がちょっと触れたリスクマネジメント、ペイシェント

セーフティのことを考えた上で、究極の向こうにある訴訟とかそのようなことまで入れれば、場合によっては理解できるのですけれども、ここで議論するような場面において、当時の厚生省が手順書の中の一部にそれを入れたというのは、その部分だけ議論してもらっても困るという話なのですけれども、どういう理由でその中に入っていったのでしょうか。

私たちは、もともとそのようなことを想定は実はしてなくて、法医学会によるガイドラインが出たときも、極めて純粋に反対するわけですね。違うよねと。だけれども、後押しをしてくださったのが厚生労働省だという歴史観を持つわけです。だから、なぜそこに入れたのかということについて、ここでは独立事象で関係ないということは、多分多くの方がおわかりになっていると思うのですけれども、当時入れた理由は何なのですか。

〇田原医事課長

先ほどの届出のところを入れた理由というのは、今、私のほうからは説明できませんけれども、この全体、リスクマネジメントの作成指針をつくった趣旨を申し上げますと、医療事故の発生防止対策、それから医療事故発生時の対応方法について、国立病院などがマニュアルを作成する際の指針を示すということで、各施設、各病院で医療事故防止体制を確立してほしいと。それが安全かつ適切な医療の提供に資するという趣旨でつくられたと理解しております。
〇有賀構成員 ちょっと畳みかけてごめんなさい。だから、警察に届け出るというその仕事は、直接的には医療安全と関係ない。

言っていることわかりますね。直接的に私たちがやらなければいけない医療安全は、病院の中できちっとそれを分析して、わかりますね。それで、その結果を踏まえて次のステップへ進むわけですね。そのときに、警察に届け出て、何が安全に結びついたのだろうと今となっては強く思うので、だから、したがって、当時の考え方は、警察に届け出ると医療安全がより安全になるとお思いになったのですか。

〇田原医事課長

ここのマニュアルというのは、病院長が警察にどのように相談していくのか、この指針やマニュアル自体は法律ではありませんので、法律に従って、医師法21条に基づいて届出をしなければいけないのかどうかということを含めて警察に相談するということで書かれてあるのではないかと思います。

〇高杉構成員

医療行為はすることが不確実で、リスクがあって、それはもう何が起こるかか察にはいるとき警察したとき警察します。犯罪を犯したのは警察に届けるとののなどものですけれども、それが出るがおいるところがおいら、犯罪と犯罪でないから、犯罪と犯罪でないからないでは困るとれを説明しなければ、とというのとはありますからないではありませんけれいのはなりませんけれいのはなりませんけれいのはなりませんけれいのはないではありませんけれいのようにはいることがありませんけれいのはないではありませんけれいのようにはいるというにはいいのはありませんけれいのようにはいるとれることがではありませんけれいのようにはいることが表します。

ども、それで混乱が生じたということを反 省して前に行かなければ意味がないと私は 思うのでありますが。

だから、この捜査との関係というのは、 医療行為をして死に至った、これを犯罪と するのなら、これは医療行為やれません。 そこのところをきちんと直してくれないと。 私たちは、その取り組みの中で患者さんの 信頼に応えようというわけですから。

〇有賀構成員

高杉先生、そうおっしゃるのは僕と全く 心の部分では同じなのですが、しかし、先 ほど法律の方たち、座長も含めて言われた のは、診療関連死は21条のこの解釈に含ま れるという、それが、今、日本国のルール になっているのですね、要は。

〇山本座長

最高裁判所がそのように言っていると。

〇有賀構成員

最高裁判所が言ったということは、この 国のルールとしてそれが所与の条件なのだ ということを前提に話をしなくてはいけな いということですね。

〇山本座長

それはそういうことになると思います。

〇有賀構成員

だから、ここで確認したいのは、当時は 医療安全に結びついていた可能性があると 思うのですよ。厚生労働省の今の話だと。 だけれども、今よく考えると、高杉先生が おっしゃったみたいに、そのような考え方 と、つまり、警察に届け出るという考え方と、医療安全をよりよい形で全うしていこうではないかと思っている、そういう考え方とは独立している。別個の問題だと考えるのが筋ではないかということを言っているのです。厚生労働省も、今となってはそうではありませんのという質問です。

〇田原医事課長

今となってはというのはよくわかりませんが、あくまでも国立病院のほうの作成指針というのは、国立病院などが自主的にこうやったらいいのではないかということをお示ししただけであって、医師法21条の話とはまさに別々の問題だと思います。平成16年に最高裁のほうで、自分が診察していた患者かどうかは関係なく、死体の外表を検査して、検案をして、異状を認めた場合には警察署に届け出ることが必要であるということを念頭に御議論いただければと思います。

〇飯田構成員

議論かみ合わない理由はこの用語なのです。さっきから、会の目的と合わない話と同じように。我々は、医療の安全のときは、リスクマネジメントを考えてないわけです。 早労省の検討会でもそう発言して、医療安全ということでをでは、セーフティマネジメントとようとでは、セーフティマネジメントがリスクマネジメントの一部になります。 それは認めます。 だけれども、組織防衛としてのリスクマネジメントと違うのだということを明

確にしないといけないのです。今のお話で、警察に届けるという意味では、病院長のリスクマネジメントとして届け出ることはあり得るのです。自分が罪に問われるのですから。それはセーフティとは全然関係ないのです。

ですから、セーフティマネジメントもリスクマネジメントも非常に大事です。だけれども、議論するのは分けて考えていただかなくてはいけないのです。この検討会ではセーフティマネジメントを考えると言っているので、リスクの話をされても困ります。もちろん、リスクを縮減することがうますから、そういう意味でのリスクは結構ですが、組織防衛という話になると、大事ですが、別のテーブルで議論してほしいのです。そうしなかったら、すれ違ってどうにもなりません。

〇山本座長

どうぞ。

〇里見構成員

何となく火をつけてしまった気がして気がひけますが。ただ、いろいろ議論あると思いますけれども、この会議で決めなければならないのは、医療事故が起きた時にどうするかということだと思います。皆さんの大半の意見としては、医療関連死や医療事故は刑事訴訟になじまないものであるから、まず届けないというにしていのではないでしょうか。大半の人はそう思っていると思うのですけれども、それはそれでよいとして、でも、しかし、やはり医療過誤は起こるわけで、そのときにどういう仕組

みを作っておけば、患者さんの家族も納得 し、原因究明もできるかということを考え るように、もう次に進めていったほうが生 産的かなと思います。

今までの解釈はともかくとして、少なくとも、今話を聞いて一致するのは、異論あるかもしれませんけれども、医療に関する死とかそういうものは刑事訴訟にはなじまないから、警察に届出はしないという本来の21条のこの解釈に立って、そのように動いてもらいたいという意見だと思います。しかし、やはり医療過誤起こっているので、それに対してどういうことを我々は次の制度として持っておけばクリアーできるかという議論にそろそろ移ったらいいのではないでしょうか。

〇山本座長

今の御発言は、この21条によって届出を しないような仕組みとしてどのようなもの を考えればよいのかということを考えるべ きだという御発言でしょうか。

〇里見構成員

医療関連死に対して、これは警察に届けるべきだという意見があれば、それはまた議論しなければいけないけれども、そうでないのだったら、もうそれはそれで次のステップに移ったほうがいいのではないでしょうかと。

〇山本座長

どうぞ。

〇加藤構成員

今ずっと皆さんの御意見をお聞きしなが

らちょっと考えているのですけれども、診療関連死という概念、これ自体、みんなそれぞれ思っているところは大分違うのではないかと思うのですね。診療関連死の中に、例えばエタノールと蒸留水と間違えた京都大学病院のケースがございますね。あれも診療関連死になりますね。それから、牛乳を点滴してしまったと思いますけれども、これも診療関連死ですね。診療関連死と一口で言うけれども、さまざまなものがあります。

例えばことしの6月に奈良地方裁判所で 判決が言い渡された大和郡山市の山本病院 のケースでは、これは禁固刑になっていま すけれども、医療行為に関連して亡くなっ たというケースですけれども、相当悪質な 事案であることは、皆さん御存じかどうか わかりませんけれども、相当問題のあるケ ースです。そういう問題のあるケースが診 療関連死と言われる中にまぎれ込んでいる ことは間違いないのですね。一切そういう ことはないのだという前提には全く事実と して立てない。過去にそういうことがいろ いろ存在した以上は、全く診療関連死とい うものは刑事的なものと無縁にある概念で はないだろうということはまず押さえなけ ればいけないだろうと思うのですね。

先ほど来ずっと、21条の解釈の問題と、 厚労省の保健医療局国立病院部というとこ ろがあるのですかね。

〇田原医事課長

当時ですね。

〇加藤構成員

当時、そのマニュアルの話が出ています けれども、参考資料2の医師法の条文は、 「医師は」とこう書いてあって、届出をし なければいけない主体は医師。それに対し ては、こちらの厚労省のマニュアルの話で すけれども、「施設長は」となっています。 それから、「検案して異状があると認めたと きは」というのが医師法21条の話なのです が、「医療過誤によって死亡又は障害が発生 した場合又はその疑いがある場合には」と いう内容になっています。「24時間以内に」 というのが医師法の21条に明記されてい るのですが、それに対しては「速やかに」 と。医師法21条の解釈の問題としては全然 違う話がここには私は出ていると思います ので、21条の問題と、このマニュアルに出 ている問題とを一応分けて考えるというこ とではないだろうかと。

そうすると、厚労省のこのマニュアルの 話は、別の理由、例えば医療の現場でで動 関連死というものであったとしても、重大 な過失があって患者さんが亡くそれを という場合は、なるべく第三者機関があった。 当時はですから、届出先、第一にとど持っと おりたとはある種のでは、だろうと。だからにしているを もらとはあるないできだということはあるないできだということはあるないできだというというにしていきだと思うの、 中の大きな知きに公表する基準だとの中ないないないないか。 ではないか。

2002年に名古屋大学で起きた腹腔鏡を 使った手術のときに、術者がトロッカーで 腹部大動脈を突き刺してしまって、大量出 血、その後、輸血を大量にしても、結果、 救命できなかったというケースがありまし た。このときに病院が対応をどのようにし たかというと、隠さない、逃げない、ごま かさないという病院長のメッセージを記者 会見で発表し、そして、警察にも届出をし、 そして、院内で事故調査をすると。それは 外部委員も入れて公正にこの際しっかりと やるということを公表したわけですね。

その結果、2カ月で事故調査報告書をまとめるということになるわけですが、当然、最初の時点では警察に届出がなされているので刑事訴訟法に基づく検視という手続がございますけれども、それは病理解剖しているときに警察官が来て写真を撮ったりしているという手続は同時並行で起きたわけですが、その後、院内の事故調査委員会で警察が先行してさまざまな取り調べとか捜索押収とかしないようにという形で申し入れをして、その場合には、警察のほうは見守るという態度をとったわけですね。

その結果、2カ月後に事故調査を遂げて報告書をまとめたわけですが、その結果、刑事問題としては、通常は検察庁に書類送検されている。通常は大きですが、通常は大きですが、ですければ、当時ですが、大きを表としても関心を持っても関心を持った。をないの方ですが、一人の場合を表としても関心では、一人の場合を表という形で解決のいたという形で解決のいた。という考慮された中には、当時でするというが、多分考慮された中には、当時である。というが、またの事故に、またの事故に、またの方とがです。というだろうと私は思っております。

そういうことを総合して考えるときに、 厚労省の、2000年の7月でしょうか、この マニュアルというものの持つ意味が、名古 屋大学では少なくともそうした形で一つの 刑事問題化する可能性があるケースについ ては隠さないという気持ちから警察に届出 をした。それは21条の届出ということで ったかどうかは別として、そういうことを 知らせておいて、そして院内事故調査とい うことを優先的にしたという実績がありま す。

そういう意味では、資料3に戻るのです けれども、「捜査機関との関係について」と いうことで、医療関連死という言葉、それ から診療関連死という言葉が両方ここの中 には出てきますが、括弧書きの、皆さんそ れぞれ発言される人は、「故意または故意と 同視すべき犯罪がある場合は警察へ届け出 る」ということ、多分、きょう発言されて いる医療側の構成員の人も、故意が疑われ たり犯罪が疑われるような場合は、これは 警察に届けなければと思っておられるでし ょう。そうすると、死亡の事例を見てすぐ に、それは重大な過失か、あるいは過失が あったようだというところまではわかるか もしれないけれども、それが故意かどうか とかいうのは、その瞬間的に判断がつくか というのはなかなか難しいです。実際に難 しい。

解剖というのは時間との勝負になりますね。この医師法21条に24時間と書いてあるのは、まさに、場合によれば、例えば虐待で子供が死んでいると考えられる、あるいは刺し傷があって、それが死因になっている可能性があるとなれば、これはほうっておけないので、司法解剖という方向に持っ

ていくことでなければ社会の安全が保てないということになります。よって、この21条というのが存在する意味は今日的にもあるわけですね。そこに、故意または故意と同視すべき犯罪があるような場合は警察に皆届けなければいかんよと、このように考えるわけですが、その判断というのはかなり速やかにやらなければ、火葬されてしまうとその経過が曖昧になってしまうという問題があるわけですね。

そこで、この捜査機関との関係について 言えば、私たちは診療関連死というのをど のように考えるかで、ディスカッションす る以上はその概念を共通にしてディスカッ ションしたいと思うし、私は、診療関連死 の中には犯罪的なものも含まれてくると見 ていますので、それはまた直ちに即決でわ かる話ではないだろうと思われるので、そ こが一番難しいところなのですね。

しかしながら、第三者機関ができれば、 診療関連死というものはその第三者機関に 届けていくと。大半はそういうことでふさ わしいものですから。しかしながら、第三 者機関に届けられた後、問題があったとい うケースについて、一切刑事的な問題にそ れはなり得ないとしたならばどういうこと になっていくのかというあたりを少し皆さ んの御意見を聞かせていただきたいと私は 思っております。

以上です。

〇中澤構成員

今、加藤構成員がおっしゃったことは、 私たちも同じように考えます。今、お話の 中で、アルコールと生理的食塩水を間違え た件とか、それから、ミルクを静脈の中に 入れて亡くなった件とかいうのは、これは 故意ではないと思うのです。故意ではない ですね。やりたくてやっているわけではない。もう一つ、山本病院のケースは、恐ら くこれは故意でやっているところに入ると 考えられるので悪質と思われます。先ほど のお話ですとこれが一つの診療関連死として なまとまっているとお考えだと思うの大きの でまとまっているとお考えだと思うの大きの が、インパクトを持っていまして、診療ません し、それが死亡につながるということは ずあることです。

ただ、これが山本病院のケースと同じに 見られてしまうというところが、私たちが 今まで非常に苦労しているところなのです。 一般の新聞で取り上げられていること、そ れから、一般の方が考えるときに、これは 故意だから診療とは関係ないとか、あるい はこれは間違いが起きているのだから診療 と関係しているのだとか、そういう区別を 持って考えるということはないと思います。 大抵の場合はみんな一緒にして、医療機関 は、要するにこういうこともやるのだとい うふうな考え方でとらえていくので、私た ちは、完璧に故意と犯罪ということと医療 関連死とは分けてほしいというところを申 し上げる一つの根拠になるわけであります。 それから、虐待なんかは、これは見れば

わかる話なので、これは検死というところではっきりします。それから、診療関連死は、最初から最後まで医療者がつき合っていますから、表面には何もなくても、医療に問題があるかどうかについてはかなり見解を持つことができると思います。その中で、この21条の解釈というのは体表のこと

を問題にしておりますので、体表の問題だという話になると、これはあるものは届け出なければならないけれども、なければいいのだというような解釈も実際にしている人もいるわけでして、そのような解釈の相違というのが、この21条にもあるし、それから、今お話しいただいた加藤先生の話の中でもあるのですね。

ですから、これを分けてほしい。犯罪捜査は緊急に届出が必要かという件ですが、故意とか犯罪とかは後になってみないとわからないことなので、恐らくそのことをもって一緒に届け出なければならないということにはならないのではないかと私は考えておりますし、今日の混乱の原因ということは医療関係者ではかなりみんなが考えていることだと思います。

〇山本座長

山口構成員、どうぞ。

〇山口(育)構成員

私は、この検討部会における議論では、「診療関連死」という中に、重大な過失や 故意によるものは含まれていないと認識していました。今の議論をお聞きしてい、 医療にも法律にも素人の立場ですが、この 医師法21条の解釈を読むと、やはりかなり 故意や犯罪に近いものと感じます。「犯罪の 痕跡を止めている場合があるので」と明確 なただし書きがあるかもしれませんけれども。この検討部会で話し合うときに、 医療事故にかかわる調査の仕組みとしていた 診療関連死とはどういうものを言うのかを ある程度きちんと定義づけるか共通認識に しておかないと、人によってイメージが異 なり、いつまでたっても話が見えてこない のではないかと思います。もちろん、今ま での議論の経緯もありますが、この場で第 三者機関ということを考えるに当たっての 診療関連死というものはどういうものを言 うのかということをまとめていくというの はいかがなものでしょうか。

〇山本座長

宮澤構成員、どうぞ。

〇宮澤構成員

今おっしゃられたとおりですけれども、 診療に関連する死亡ということになると、 当然のことながら全部含まれるのですね。 実際に診療に関連した形で最高裁で殺人と いう形で確定した例もあるわけですから。 その意味では、診療関連死というのは故意、 過失、重過失、全部含まれている。明らか にわかるものをどうするかというのは別で すけれども、とりあえず警察のほうに持っ ていくのがいいのか、それとも、それ以外 のところに持っていって判断していくのが いいのかという問題なのだと思います。

現場でどう振り分けるというのは非常に 難しいというのが今までの現状を見て明ら かなわけですから、その意味で、どういう 状況が起こったにしても、どこに届ければ いいのだと、そこできちんとした医療的な 判断もされるのだということになれば、そ れは明らかにはっきりしている。

今回は、そういう医師法21条の解釈の問題も、今現状ではあるわけですけれども、 そうではなくて、これからどうしていくか、 立法政策的な問題としてどうしていくかと いうことの議論の場なので、その意味では、 この21条の解釈、どこが含まれているかというよりも、これから全てを含んだ上でどうするかということを考えるべきだと思います。その意味では、里見構成員のおっしゃったとおりではないかなと私も思っています。今、これからどうするか。それを全部考慮した上で、それを第三者機関のほうに振り分けていく、そういう方向性が正しいのではないかということは私もそのとおりだと思っています。そちらのほうの議論に移っています。

〇山本座長

本田構成員、どうぞ。

〇本田構成員

私自身も医療にも法律にも全くの素人なのですけれども、一応手術とか抗がん剤治療とかさまざまな危険を要する治療を受けて、それを選択してきた患者という意味でちょっと感じたことがあるのですけれども、これからのことを考えるということに対しては全く私も賛成なのですけれども、制度をちゃんと理解してない部分もあるので恐縮なのですが、私もずっと議論を聞いている中で、加藤構成員がおっしゃったように、医療関連死とは何なのかというのが一番の疑問でした。

今のお話の中では、医療関連死というのは故意のものとか故意と同等と考えられるものなど全てを含むということだったので、そのように理解したときに、それを警察には届け出ないとまず決めて、警察に届けないのがいいのかはちょっと置いておいて、

届け出ないとなったときに、それを誰が判断するのかというのは患者にとってはすごく大きな問題ではないかなと思っていて、疑問があるようなことが起こったときに、当該の医療機関とか、そこが全て判断していると、すごく疑問が残ったままだと思うのですね。

医療関連死、それが故意なのかどうなのか。故意なものは全部、先ほど、医療関係者の方々もみんな、それはちゃんと届け出るべきなのだということをここにも書いてあります。資料3にも書いてありますけれども、それを一体誰が判断するのかというものは、疑義あるもの、医療行為にかかわるものは届け出るというのだったら、その判断を一体どうするのかというところを明確にしていただかないといけないなと。そこが一番のポイントに感じました。

〇山本座長

山口構成員、どうぞ。

〇山口(徹)構成員

もちろん、再発予防とか医療安全ということを考えると、過失、過誤があった医療、診療関連死というのが一番学ばなければいけないことがたくさんあると思います。従って、それをやはり中心に、この第三者機関、あるいは第三者機関への届出も含めて考える必要があります。そこはいいのですけれども、その前提として、過失のあった医療関連死は、21条で現在は届け出るべきものということに決まっているのだから、ではそれをどうするかという話をするべきだということになると、現在の21条をその

ように理解することがもう決まりだとなる と、それはやはりちょっと待ってください と言いたい。本当に明らかな、悪意のない、 うっかりした過誤、過失があって、それが 死亡に関連した場合、難しい、法律のこと はよくわかるわけではないのですけれども、 最高裁の判例の、体表を検案して異常があ った、体表に何もなければという議論まで 別にくみするつもりはないですけれども、 明らかな過誤があったら、それは全て警察 のマターだというのは納得がいかない。そ して、先ほど加藤構成員のほうからあった ように、警察に届けられた後は、警察の判 断として、それを送検する、しないが決ま ると。その判断はすべて警察に任されて当 然だ、これはもう現在そう決まっていると 言われてしまうと、いや、ちょっとそれは 待ってくださいという話になる。本当に悪 意のなかった、うっかりミスのような過失 も、全てそれは、警察が判断する業務上過 失致死傷害に該当するものだということは もう決まっているのでしょうか。それが現 在の医師法21条の考え方だということに は、そこは少し違うのではないかなと思い ます。どうしてそれが違うかとまた延々と やるつもりはないですけれども、そうあっ さりと決めつけられても困る。医療行為、 診療行為における業務上過失致死、あるい は業務上過失傷害についてはまだまだ議論 が多く、それほど明確に定義されてはいな いと思っているのです。

〇宮澤構成員

実は業務上過失致死傷罪というのは昔からある犯罪類型であって、定義ははっきりしているのですね。社会生活上の地位に基

づいて反復継続する生命・身体に危険を及 ぼし得る行為、これは業務だと言われてい るのです。医師の行為は業務そのものなの ですね。医師という資格のもとで反復継続 してやってしまうと、生命・身体に危害を 及ぼす可能性のある行為、これは業務その ものなので、何かあって、不注意があれば 業務上過失致死傷罪になってしまうという のは定義上明らかなのですね。ですから、 その意味ではやはり法律上はそういう形の ものに当たってしまう。ただ、それがいい か悪いかという問題なのですね。

私は、ここの場でも申し上げているように、医療上の軽過失、通常の過失というのは刑法上の業務上過失致死傷罪の枠外に置くべきではないかというのは、意見申し上げたとおりなので、それがいいか悪いかは別問題として、現行法の中ではそのように考えられていると理解していただいた上で、その理解を前提にして、これからどうしていくかということをお話しするのが一番いいのかなと思います。

〇加藤構成員

要するに診療関連死が発生したときに、 第三者機関に届け出るというルールをつく っていく必要があると思うのですね。この 第三者機関を早くつくることが大事だと、 私はこの際強調しておきたいのですけれど も、そういう届出先としての第三者機関が ないところに実はいろいろな問題も生じて いると。

この医師法21条のような場合、つまり、 死体を検案して異常があると認める場合も 含めて診療関連死であれば第三者機関に届 け出る。第三者機関ができた場合ですよ。 その第三者機関が届出を受け付けて、速やかにきちっとした振り分けができるということが前提になってくるのですけれども、そのようにしたならば、医師法21条のこの届出義務というものを果たしたことと同視をしていくという考え方が整理のつけ方としては可能だろうと思っているのですね。

きょう皆さんはどこまで事実を踏まえて お話しされているのか、ちょっとお聞きし ていて心配になった点もあるのですが、都 立広尾病院事件というのは、皆さんおよそ はわかっておられるのでしょうけれども、 奥様を亡くされた永井さんという方が本を 出版されています。その本の中にはとても 衝撃的な、湯灌の儀の際に、その死体の腕 のところに、明らかな変化といいましょう か、血管が浮き出たような、そういうもの が写真としてその本の中に出ています。で、 これは何だという疑問を持つことになるわ けですけれども、消毒剤を投与して患者さ んが亡くなったのに、その事実を隠蔽しよ うとしたという力学が働いたことは明らか な事件なのですね。そういう事実。

それから、先ほどの山本病院事件というのは、故意の起訴ではありません。故意犯ではなくて、医療過誤事件と同じような業務上過失致死という形で立件されている事件なのですね。その中では、医療過誤があったのかなかったのかという形で展開はされているのです。もちろん、これは明らかに著しく無謀な、人体実験にも等しいような医療行為だということで、医療の名にあったとか、そういう評価がきっとがあるに裁判官の気持ちの中にあったのかなあられた、私はその判決要旨を読んで感じましたけれども、医学的に全く根拠の

ない医療だとか、著しく無謀な医療だとか、 著しい怠慢だとか、そういうものは医療の 世界で、残念ながら存在し得るわけですね。 そういうものが、捜査機関に何ら問題にな らない、刑事的には全く問題にならないと いうことは到底人々の了解が得られる筋合 いのことではありません。

だからこそ、故意または故意と同視すべの き犯罪がある場合は別だと皆さんが言うの はそこにあると思うのですが、そのやって はをかにするという仕組み、どうやっては のかということですね。 第三者機関に全て届け出ると。まず、報告を 網羅的に広くの種の問題については出って はで、これはさいりと報告という形で上げてっと はで、これはきちかなければ調査して、これはきちかなければ で、これはきないけない。 まず、もので、これはきないりと ないうものは調査して、とうというものだということですね。

その間に、解剖のタイミングとか葬儀とかいろんなことを遺族は抱えるわけですから、そのことを無視して議論はできません。ですから、ある意味で、その間に解剖という手続を入れる以上は、速やかな判断が時間との勝負で必要になる場面に直面するのだということですね。

永井さんの都立広尾病院事件のケースでも、もし荼毘に付されていたら証拠はかなり消えてしまうという問題だっただろうと思いますので、そういう意味での解剖の大切さとか、いろんなことを認識して制度整備を一方に図っていくということでなければいかんと思います。

以上です。

〇山本座長

では、鮎澤構成員、どうぞ。

〇鮎澤構成員

申しわけありません。私、きょう最終便で帰らなければいけないので、ちょっとお 尻がむずむずしております。せっかく九州から来ましたので、ちょっと今の議論の流れに水を差すことになるかもしれないのですが、済みません、言い置かせていただきたいことが4点ほどあります。簡潔にします。

まず1点目、先ほど本田構成員から、誰が決めるのか、特に患者さん御家族に疑念があったときが心配だということをおっしゃっておられましたが、ここでどういう議論をしても、疑念を持たれた患者さん御家族が御自身で警察に、このときの用語というのは告訴になるのでしょうか、告訴することができる権利というのはずっと残っているものだと認識しています。それが間違っていないかどうか、改めて御意見を聞かせていただきたいと思います。

それから2点目、きょうも過失なのか重 過失なのか故意なのか悪質なのかという議 論が出てきています。恐らくこれはどう定 義しても定義し切れないし、どんなに例を 挙げても、ではこういう場合はどうですか と言って、また議論になっていくと思いま す。そもそもそうした判断を司法の手に委 ねるのではなくて、「医療者が」と言いませ ん、「医療者が中心となって」判断をしてい こうというのがこの第三者機関を設置していくとても大事な目的だったと思いま そこのところに改めて立ち戻って議論していくことが必要なのではないかと思っています。

そして、少し先の議論になるのかもしれませんが、2点ほど。まず1点、これは意見なのですけれども、実はきょうの「捜査機関との関係について」というテーマについては、捜査機関と第三者機関の関係についてなのか、捜査機関と院内調査の関係についてなのか、捜査機関と調査経過の関係についてなのか、捜査機関と調査結果についてなのか、捜査機関と調査結果についての関係なのか、いろんなスキームがあって、そのマトリックスの中で議論していかないと実は精緻な議論というのはできないのだと思っています。

ただ、そこまでやるかどうかは別にして、 きょうの議論の中で必要なことがいろいろ と見えてくるのだとは思っていますが、第 三者機関がどのようなかたちになろうが、 院内調査は大事だということではおおむね 議論が集約しているのではないかと思います。

そのことに絡めてなのですが、病院で事故が起きると公表します。公表すると、問いるところとなって、おおいうところとなっているとということにおりなが応をしてくださるというですといっても、である。確かにそのとはいるを立ちとはがしたがある事故によっても、であるがは、医療材料によっての検証で、変替がいる事故には、でいるでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでありが、といいのでありが、それから証拠隠滅と言われるのだろうか、それから証拠隠滅と言われるのだろうか、それから証拠隠滅と言われるのだろうか、それから正がないことになる。これは、といいのであります。

るのだろうかと心配になるわけです。院内 の事故調査においてそういった危惧なくで きるような環境整備をどのようにつくって いけばいいのかということもぜひ御議論い ただきたいと思っています。

そして、もう一つお願いしておきたいことなのですけれども、実は消費者庁がされておられる事故調査がとても気になっています。これだけ医療事故の調査の議論をしながら、あの法案は何か脇をすっと抜けて成立していったという感じがあって、気がつくとあの中に医療も入っているという感じがあるからなのです。

実際、私たち、事故の公表をしたときに、 消費者庁から問い合わせが入って、なぜ消 費者庁から問い合わせが来るのだ、あっ、 あの法案が通過したからだということを体 験しました。消費者庁の調査の中における 医療事故の調査をどのように検討しておられるのかについては、またいずれどこかで 伺いたいと思いますが、医療事故以外の、 いわゆる事故調査と消費者庁の、その経過、 結果に関する捜査機関の関係についてどの ように整理しておられるのか、一度参考の ために伺いたいとも思います。 で機会をいただければと思います。

以上です。済みません。お時間をいただきました。

〇山本座長

消費者庁との関係は、コメントがもしあれば。

〇吉岡総務課長

消費者庁とも相談しまして、次回以降、 対応を検討したいと思います。

〇山本座長

豊田構成員、どうぞ。

〇豊田構成員

私は、きょう、加藤構成員がおっしゃったとと、ほぼ同じ意見です。実際に患者さんが亡くなったときに、そこで、これは故意だろうとか何かとはとてもその場であるはずがないので、それを今ここで議論されても、本当にそれは、めらことをいろいろとしたら、逆に御存じない方のなと思ってしまうぐらい、やさらに大混乱の状況だと思いますので、、きちんとはないなと思っていただいて、きちんとはないます。

その仕組みをしっかりつくらないことには、第三者機関に届出をすれば警察のほうに届け出なくもよいと、いったことを改定していくことにはならないと思っていますので、ぜひ第三者機関をしっかりつくっていくというところにまず議論を持っていっていただきたいということを強く願っています。

〇山本座長

どうぞ。

〇中澤構成員

第三者機関の重要性については、私も重要な点だと思っておりますので、これはやはり、今のどういうものを診療関連死として扱うかということの問題の中で討議されるような問題ではないと私は思うのですね。

今、加藤先生の話の中で、ぜひ御理解いた だけたらありがたいと思っているのは、要 するに犯罪と一般の医療行為とは物すごく 正反対な医療行為なわけですよ。その正反 対の医療行為の中で医療者の犯罪が疑われ るという形で物事が進むと、もうふだんの 診療行為は全部だめになります。信頼性に おいて動いているのが医療ですので、その 信頼ということの中で、私たちがふだん考 えてもいない犯罪のことまで一つのものの 中に入れて議論しなければいけないという ことそれ自体が、もう本当にどうしていい かわからない、恐らく医療全体の大混乱に 私はなると思っているので、これはやはり 議論の中からは外してほしいというのが私 の考えです。

ですから、ふるい分けをするのなら警察 でやろうが、第三者機関で扱おうが、それ は同じことだと思います。ふるいを広くか けて、その中から悪いものを取り出すのだ という手法は、ふるいの中に入る人は全部 疑いをかけられて入るわけです。その中か ら、あなたは大丈夫、あなたは故意という ふうに持っていくというのが、広く網をか けて審査するというやり方ではないかと思 います。そうすると、診療関連死は、最初 から過誤が問題だとわかるものもあるし、 過誤と言っていいかどうかもわからないも のも含まれています。全部それを一緒くた にしてやるということについては、ふるい をかける側に立てばこれほど都合のいいこ とはない。だけれども、ふるいにかけられ るほうの立場から考えると、これはやはり 人権の侵害と無関係ではないのではないか と私は考えます。

あともう一つ。済みません。ちょっと出

てこないので。

〇山本座長

宮澤構成員、どうぞ。

〇宮澤構成員

犯罪という言い方をすると問題なのかも しれないですけれども、通常の医療の中で 犯罪行為というのは出てきてしまう可能性 がある行為だと思うのです。例えば安楽死 なんていうことを考えてみると、通常で何 か物を盗るために人を殺し合うというのと 明らかに違います。ただ、それを医療者ど う見ているかというと、本当に苦しんで苦 しんで、何とかしてあげたいという中でそ ういう道を選んでしまったということだっ てもちろんあるわけですね。そうすると、 それが通常の、何か物を盗るために人を殺 したのとは違うのですけれども、ただ、結 果だけを見ると、故意犯というのもどうし ても混じってくる可能性はある。だから、 それを分けながらやるというよりも、やは り全体を見ながら、紙一重というところを きちんと理解した上で、全体を第三者機関 のほうに委ねるということを考えておかな いと、どこかで区別つけるというのはなか なか難しいと思います。それは今の段階で は非常に難しいのではないかなと思ってい ます。

〇山本座長

どうぞ。

〇有賀構成員

多分、中澤先生もおっしゃりたかったこ

とだと思うので発言します。

今の宮澤先生のおっしゃっていることは、 法律家としては多分正論なのだと思いますけれども、医療者はとてつもなくたまらない。このような情緒的な言い方しかできない。それが私たち医療者の本音です。ですから、その本音を無視するような形で論理的にものが進んでいって、こうですよとなったときに、恐らく医療はだめになります。これは法律の方たちの論理の外に情の世界をきっちり入れておいていただかないとどうにもなりません。

加藤先生がおっしゃったみたいに、たく さん集めて、そして、よし、よし、よし、 ペケというふうな形をもしとるならば、そ んな業界に私たちはもう働くことをしませ ん。これは全くそのとおりです。これは嫌 なのです、そんなものは。好きかどうかと いう、論理的におかしいんだ、おまえと言 われたら、ああ、そうですか、仕事変えま しょうとなりますよ。それから、医学部な んか誰も来ませんよ。人を助けようとみん な医学部へ来ているわけですから。ですか ら、そのようなことを丁寧に見ていただか ないと、国民の数から医療者を差し引いて、 あと残りで多数決してみろ、おまえら負け るではないかと言われているのと全く同じ ですよ。そんなことのためにここに集まっ ているわけではないのですよ。

加藤構成員が言われた中で、警察に届け出ると。これはもう所与のテーマとして届け出ることになっているわけですね。で、届け出た。そして見守ってもらっているということですね。その見守りはなぜ起こったかというと、医療機関がきちっとやっているというようなことがあるから見守るわ

けですね。だから、話の筋の原点はそこから出発するわけで、第三者機関の話はその次のステップのはずなのですよ。そこのところをよくわかっていただかないと、現場の医療者は、いつも宮澤先生に助けていただいないますけれども、法律の理屈だけで全てが転がってはいないのです。その部分は、中澤先生一生懸命言われていると思いますし、恐らく医療者はみんな思っていると思います。本田構成員の主治医も、恐らくそうやって一生懸命やったのだと思います。

だから、最終的な一番大事なポイントは 現場なのですね。それをわかっていただか ないといけない。だから、第三者機関はそ ういう意味では警察のかわりにとかいう議 論になりますけれども、警察はそもそも届 け出ることになっているというのが今のテ ーマで、さっき座長は、別の判例が出れ第三 者機関に届け出たと。だけれども、警察に 届け出てなかったではないかという話が、 最高裁判所で第三者機関でOKよねという えるのが筋だと私は思いますね。

ですから、今は警察にとにかく届け出る。でも、それはそれとして、きちっと中でやる。そのやるという話を、届け出られた警察が見守ってくれるかどうかというところがとりあえず今のタイドロープですね。僕はそのように理解していますけれども、ちょっと反論してください。

〇山本座長

御指名です。

〇宮澤構成員

基本的には、私も冷酷な法律家というわ けでなくて、どちらかというと医療は今非 常に難しい立場にあって、非常に大変なと ころに立たされていることはよくわかって いるつもりなのです。だからこそ、こうい う形で何か新しい立法とか新しい政策とい うものの中でその救いの場を求めていく。 きちんとした医療者と患者との間の、一般 国民との間で信頼をつくりたい。そのため にはどうしたらいいのか。刑事法というの が関与している間というのはなかなかそう いうのは難しい。「全部言ってください、本 当のことを」と言いながら、その後、「手が 後ろに回りますよ」と言われて、なかなか そんなこと言えるわけがない。そういう意 味では、どうやったら信頼をつくられて、 医療者も十分な医療行為ができて、国民も きちんとした診断ができるかということを 私ももちろん願っています。

ですから、反論というのではなくて、医療者の思いというのは、もし法律家に伝わってない、私は伝わっているかなと思ってはいるのですけれども、もしそうであるとお感じになるのだったら、ぜひたくさんのことを発言していただいて、私も含めてさまざまな法律家、あるいはもっと、その後ろにいる国民全体に理解できるように発信をぜひお願いしたいと思います。口は1つですけれども、耳は2つありますから、倍聞こうと思っていますので。

〇山本座長

高杉構成員、どうぞ。

〇高杉構成員

医療には納得と説明と同意という言葉が ありますけれども、これは不幸な経過をた どったところでもやはり十分な説明と迅速 な対応が必要なのですね。だから、当初に 私たちは基本的提言をお見せしましたけれ ども、全く現場が、院内事故調がまず基本 なのです。そこで納得されたら、それは問 題ない。しかし、患者さんたちは初めて遭 遇する不幸な出来事には激昂もし怒りもし 悲しむ。それを寄り添って説明できるかど うか、これはまさにプロの技だろうと思う のですけれども、それをきちんとしないか ら警察に行く。あるいは訴訟になる。しか し、それをきちんとやれば、その積み重ね が、私は全て解決の道へつながるだろうと 思います。

しかし、そのときに、やはりそうだよな というときには、今度、分析と収集と、そ れで予防につなげるのは第三者機関がない とだめだよと。だから、広く集めるといっ ても、加藤先生言われますけれども、そう ではないのだろうと僕は思うのですよ。き ちんと説明ができればそれでいいし、納得 されればいい。きちんと我々は予測できた 死であっても、患者さんが不満に思えば、 これはやはり第三者の調査機関は要るでし ようし、医療者の、我々は予測したといっ ても、患者さんにとっては予測できない場 合がしばしばある。そういうことをきちん とやっていく。だから、医療機関が性悪説 と見られるのならこれはもう仕方ないです けれども、みんな一生懸命努力している。 その中でできた不幸な結果をどのように対 応するかということで我々は頑張りたいと 思いますしね。

もう一つ、検死、検案のことが出ました

けれども、私は今、脳死検証委員会に出て います。これは、医療が十分にされたか、 御家族が納得されたか、あるいは臓器提供 の手続がどうだったか、その後のフォロー はどうだったかきちんと検証していますけ れども、その中に、事故とかいわゆる検死 が必要な場合には必ず、例えば崖で落ちた、 救命されたのだけれども脳死の提供に至っ たという場合には、きちっとそれは検死が 入ります。今の死因究明法案の2法案は犯 罪死を見逃さないという法案ですね。その 中に医療関連死はとにかく外してくれと。 我々はちゃんと、これは警察が入っても救 命できないからということで、医療関連死 に関しては我々が調べさせてくれというこ とを述べて、外していただいた。あるいは、 いわゆる死因究明法案では、医療は外す、 医療関連死は外すということの経過に至っ たということも御承知おきください。

〇山本座長

どうぞ。

〇飯田構成員

幾つかあるのですが、まず、加藤構成員がおっしゃったように、故意、あるいは過失もたくさん出ておりますけれども、それを言い始めると、どの分野にもいらっしゃるわけで、例えば、言いにくいことですが、法律家にもたくさん悪い人いますし、行政官にもいますし、マスコミにもいますので、だから広くやれと言われると、ちょっとやってられないのです。はっきり言って。明確にしていただきたいということです。

それから、さっきから広尾最高裁判決の ことがずっと盛んに出ているので言いたく

なかったのですが、あえて言わざるを得な いので言わせていただきます。私は、あの 判決は医療者の人権侵害のおそれがあると、 疑いあると非常に思っています。ちょっと メモを見てお話ししますけれども、判決も 全部読んだわけでないので、一部しか読ん でないので、もし違ったら言ってほしいの ですが、ここに書いてあることは、「届け人 と主体とのかかわり等、犯罪行為を構成す る自己の供述までも強制されるものではな い」と言っているのです。一方では、「医師 に一定の不利益を負わせる可能性があると しても、医師免許に付随する合理的根拠の ある負担として許容される」と。わけわか らないです。だから、憲法38条違反でない と。診療契約するということは、これを認 めたことになるということです。そんなこ とを認めた覚えないのですが、ここまで書 かれてしまうと、私はこの判決文見て、も うプッツンしまして、有賀委員おっしゃっ たけれども、私も、医師をやめようかと思 いました、このとき本当に。これがまかり 通ったら、本当に医療従事者、いなくなり ます。

私は、この年ですから我慢してやっていますけれども、これを知ったら、本当に、若い人は医療部門に入ってきません。きちんとやってほしいです。私たちも人権があるということを改めて申し上げたい。もちろん、患者さんにも人権あります。同じなのです。私たちも、患者さんに悪かろうと思ってやっているわけでないのです。

もう一つ言いますと、シドニー・デッカーの『ヒューマンエラーは裁けるか』という本もありますが、どこまで裁いていいのかということは問題です。今度、イタリア

の地震予知でも、禁固刑です。あれでいい のでしょうか。あれと同じことが医療にも 起こっているのではないかと非常に私は恐 れます。

以上です。

〇山本座長

加藤構成員。

〇加藤構成員

有賀構成員が、自浄作用という言葉だっ たかと思いますけれども、要するに、非常 に医療の世界で、ピアレビューというか、 同僚評価、あるいはプロとしてのオートノ ミーすなわち自律的に、要するに客観的公 正にレビューするということがとても難し いことであり、そのことが国民との信頼の 中で問われているのだろうと私は思ってず っと見てきたわけですね。ですから、そう いう意味では、生き生きと医療に携わる人 たちがやりがいなり何なりを持って仕事に 励んでいただきたいと心から願っているわ けですが、一面において、山本病院事件の ことだとか広尾病院事件のことだとか出ま した。やはりそういう、事実、社会で起き ていること、山本病院事件というのはそん なに古い話ではなくて、2006年ですから、 平成18年の出来事ですね。そういう時期に、 人体実験ではないかと思われるような興味 本意の、非常に粗雑な医療が展開されてい ると。

大事なのは、そうした問題というのは、 医療の世界では多分、この病院の周辺とか そういうところでは、あの病院はちょっと 問題ありということはその前から指摘され たりしていただろうと思うのですね。そう いうことに対して、医療界というか、そう いう世界がきちっと、大きな問題になる前 に、自浄作用を発揮できる仕組みがあるの かとか、そういうことまで私はこの際医療 の側の先生方にはやはり考えてほしいと思 っています。学会とか地域の医師会とかい ろいろなところで、本当に問題があるなあ という場合に、ピアレビューというのをき ちっとやれる文化というのを育てていかな いと、この医療事故に係る調査の仕組みを 私たちがどのようにつくっていっても、最 後担うところの中心にそれぞれの医療職の 先生方の尽力というのがかかわってくるわ けですから、そこのところはやはりプロと しての仕事をしっかりとしていただきたい と思っているわけです。

以上です。

〇山本座長

どうぞ、中澤構成員。

〇中澤構成員

今の御指摘、非常に大切なことだと思っていて、恐らく第三者機関とかいろいろな仕組みだけでは解決できない問題だと思いますので、これは恐らく医の倫理を一つのところでまとめられない今の医療の問題の点の一つだと思うのです。これはやはり患者さんの立場に立つということを、要するに患者の権利の立場に立つ、擁護の立場に立つということが前提にならないと始まらないと思うのです。

そのときに、過誤の存在とかそういうことを防止するという形でかなり責任追及的な仕組みが出てきますと、恐らくピアレビューというのは逆な方向にいってしまう。

例えば、こういうことを言われるからこれを言ってはいけないよ、こういうことを言われると突つかれるからこういう記載はやってはいけないよとか、そのように防衛的な問題にいきそうな気がするのです。

ですから、あとの再発防止というところ で私もまた意見を述べさせていただきたい と思いますが、理想的には、医療が患者さ んのためになるよということをやはり宣言 しなければいけないと思うのです。その宣 言の中で、全てをやるということを同じ職 場の人たちの意見として共有することだと 思います。それから、もし責任追及という ことがなければ、かなりピアレビューとい うのは楽になります。というのは、ピアレ ビューは、今おっしゃっている中は、恐ら く誤りに学ぶということで、誤りの存在を 認めないと話が進まないという状況の中で いきますので、そこで責任追及というのが 出てしまうと、これはやはり同僚をかばう とか、あるいは病院としていろんな思惑が 出てきて、それを議題に乗せないという動 きになっていくと思います。私は一番それ が問題だと思っていますので、真剣に医療 機関としては考えていくような話になると 思います。ただ、いろいろな責任追及の仕 組みが確立されていくことでそれが解消す るかというと、それは逆な話になっていく のではないかと私は思います。

さっきお話ししようと思って言えなかったことなのですが、広尾病院事件、それからいろいろな事件、山本病院の事件もありますが、これは同業者としては認めないという形をやはりとらないとまずいと思うのですけれども、ただ、それが今までできてないということが問題で、これが今私たち

の非常に苦しいところなのです。ここにス ポットを当てられていろいろな仕組みをつ くられていくと、もうがんじがらめになっ て、改善の余地は残されなくなってきてし まうだろうなあと思っています。私は、今、 院内調査というところに重きを置くという 動きで動いておりますので、これを充実さ せて、いかに患者さんの理解が得られるよ うな形で公平なものができるかどうかとい うことが問われると考えておって、そのと きにはやはり議論の対象を犯罪まで広げて ほしくないなということを私は言いたいわ けです。そこまでいくともっと複雑になっ てしまって、その議論が行われなくなるだ ろうなあという感じがしているので、ぜひ その辺も今後議論の中で御理解いただきた いと思っております。

〇山本座長

どうぞ。

〇豊田構成員

立場が違えばきょうのようなお話になって当然だとは思うのですけれども、とはいっても、ではどうすればいいのというところで、私はきょうのお話を聞いていると、このままではとてもまとまるとは思えなくなりました。結局のところ、そうすると、医療を代表している側の立場の皆さんは、院内の事故調査をメインにということで皆さん同じ考えということでよろしいのでしょうか。

もしそうだとすると、ある程度、こういった体制がいいのではないかという仕組み を明確に出していただかないと、これやられたらたまらない、これやられたら困ると か、それを両側で言っていたら、このまま では本当に延々に決まらないと思いますの で、患者が理解できるような、ある程度納 得できるような仕組みをもう少し医療界の 中でまとめていただかないと、皆さんの御 主張はわかるのですけれども、患者の権利 の話ばかり私たちがしても仕方ないかもし れませんし、医療者の皆さんが、こんなこ とされてもたまらないという話をされても、 このままではとてもまとまるとは思えませ んので、そうであれば、中澤構成員がこう やっておっしゃってくださっているわけで すから、ある程度、こういった形で院内の 事故調査をつくっていく仕組みができれば、 警察の届出とかそういった問題についても ある程度解決していく仕組みができるので はないかと私たちも理解できると思うので すけれども、今のままだととても理解でき ないので、何かしらの形で示していただき たいのですけれども。

〇山本座長

山口構成員、どうぞ。

〇山口(育)構成員

これまでの議論では、まず院内調査が大事であって、それだけでは納得が得られなかったときに第三者機関という話が進んでいたと思うのですね。今日の議題に「捜査機関」が出てきたことで、先ほどから責任追及という言葉も出てきていると思います。これまでの議論のまとめのところを見ても、最初にこの調査を行う目的については、医療安全と質の向上であることは、一致したと思うのですね。

ですから、もう一度その基本に立ち返っ

て、多分、捜査機関の話題が出てきたことで責任追及云々の話がきょうは議論になっていると思いますけれども、ぜひ一歩進めるためにもう一度目的のところを改めて、 医療安全と質の向上なのだということを前提にして議論を進めていただきたいなと思います。

〇山本座長

どうぞ、飯田構成員。

〇飯田構成員

いや、全然進んでないのではなくて、今の山口委員と同じことを言おうと思ったのです。きょうの議論は捜査機関との関係を議題にやっているわけです。だからこういう話なのです。既にもう院内調査もやるし院外もやると、私も全日病の意見を出して説明しています。ほかの病院団体も出しています。それに対してはほとんど一致しているわけです。きょうはそれを踏まえた上で捜査機関との関係に絞って話をしているわけですから、全然食い違っておりません。

〇有賀構成員

全国医学部長病院長会議の大学病院の医療事故に関連する委員会の委員長をしています。このようなところの議論を踏まえて会議の中での委員会をしますと、今言われたように、21条の問題をテーマにすると、やはり全体の議論が違うところにいってしまうことはもうしようがない。だから、捜査の話は一旦切り離して、そして、医療安全の件を議論しないとやはりいけないのではないかというようなことを言われている委員もいて、みんなが、そう言われるとそ

うだよねということだったのです。

だから、きょうの議論を聞きながら、まとまることをまとめないという問題ではなくて、21条の議論はちょっと横に置いておかないと話は多分また迷走するのではないかなということを感じていました。医学部長病院長会議の中では、会議として決をとったわけではありませんが、論理的に考えていくとこうなるざるを得ないよねという意見を言っておられる方がいましたので、ちょっとここで意見として出しておきます。

〇豊田構成員

ごめんなさい。私の言い方もよくなかっ たのだと思いますけれども、院内の事故調 査を基本にという考えはわかるのですけれ ども、そうすると、最初の届出の部分に関 してのところがどうなるかというところで、 先ほどの解剖のことも含めて、すぐに判断 しないといけないことがあるので、届出を どうするかという話になると、21条という ことになってしまうのかもしれませんけれ ども、最初のところでどうするかというと ころがまとまってないように私には聞こえ てしまうのですね。だから、院内の事故調 査をやるとすると、全くどこにも第三者機 関にも警察にも届出をしないで院内の事故 調査をやるということだと、それでいいの かという疑問が私たちの中には残るという ことなのです。

〇山本座長

どうぞ。

〇有賀構成員

今の日本国の法律は警察に届け出るとい

うことになっているということを理解した のです、私は。

〇豊田構成員

そのままでいいということですか。

〇有賀構成員

そんなこと言っていませんよ。今はそうだと言っている。だから、どうしようかという話なのだけれども、そのときに罰を加えるという話が入ってくると、このようになるよねということについて、医学部長病院長会議の中での議論でも同じだと言っているわけです。

〇山本座長

では、宮澤構成員、手短に。

〇宮澤構成員

手短に。要は、医療の安全とかそういうものを考えていくのは当然のことで、それをどうやって現実的に十分なものにするか。警察が入ってきて、捜索差し押さえ令状で医療の記録や何かをがさっと持っていっと、その後調査がちゃんとできるかというと、これはもうできないと思うのですね。だから、そういうことの関係をどうするかというのはこれからの問題で、それをやるためには医師法の21条との関連をどうしておくかということもやっておかなければいけない。こういう観点からもの全体を見ていくべきだと思います。

〇山本座長

非常に活発な御意見をいただいて、恐ら くこういう御議論になるだろうと予想はし ていましたけれども、この段階でもちろん 何らかの、この問題についてまとまったこ とが、結論を得られるわけではないだろう ということは予想されていたところであり ます。本日は皆さんから、とりあえず全員 の方の御発言をいただけたと思いますので、 御意見を出していただいたということにさ せていただいて、次回、事務局がこれを四 角でどのようにまとめるかというのは考え るだに大変そうではありますが、まことに 申しわけないのですが、積み残しで、この 再発防止の点につきましては、次回にこれ も回させていただきたいと思います。です から、次回は、冒頭で恐らくこの再発防止 の問題を取り扱っていただくということに なろうかと思いますが、どうぞ。

〇中澤構成員

ただいま豊田委員からお話がありました、 幾つかの案ということを言われたのですが、 恐らくそういうのが書かれてないと、何を 言っているか御理解をいただけないと思う のですが、それについて、私は代表するバックグラウンドはないのですけれども、こ んな仕組みでどうなのかみたいなことは、 私はちょっと代表するバックグラウンドは ないのですけれども、提案させていただく ということは可能なのでしょうか。

〇山本座長

それは、御意見として紙の資料として出 していただくということはもちろん可能だ と思います。

それでは、よろしければ、あと、事務連絡とかもしあれば。

〇川嵜室長補佐

本日は特段ございません。

〇山本座長

それでは、本日はこれで終了したいと思います。長時間にわたる御議論、ありがとうございました。